



埼玉県報

第 2 6 3 3 号
平成26年9月30日
火 曜 日

目 次

規則

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(地域政策課\)](#)
- [埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則\(福祉政策課\)](#)
- [中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(社会福祉課\)](#)
- [母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則\(少子政策課\)](#)
- [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(疾病対策課\)](#)
- [麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則\(薬務課\)](#)
- [埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則\(産業人材育成課\)](#)
- [埼玉県財務規則の一部を改正する規則\(出納総務課\)](#)

訓令

- [埼玉県公印規程の一部を改正する訓令\(文書課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [平成22年埼玉県告示第526号\(埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第1の知事が別に定める額について\)の一部を改正する告示\(障害者福祉推進課\)](#)
- [西吉見南部土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [埼玉県指定代理金融機関についての告示の一部改正\(出納総務課\)](#)
- [大型映像システムの賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道鴻巣川島線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道鴻巣川島線の供用の開始\(北本県土整備事務所\)](#)

- [県道岩殿岩井線の区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道岩殿岩井線の供用の開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [一般国道140号の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県秩父県土整備事務所長告示第9号中訂正\(秩父県土整備事務所\)](#)

規 則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する

事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第六号下欄中、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則」を「母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則」に改め、「第二十二条」の下に「及び第二十三条」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十七号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号イ中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

規 則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第一条第一項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号。次項において「省令」という。）第二条第一項」を「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二十四条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）」に、「申請の書面」を「申請書」に改め、同条第二項中「省令第二条第三項」を「生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第一条第五項」に、「申請の書面」を「申請書」に改める。

第二条の見出しを「（支援給付決定通知書等）」に改め、同条中「（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二十四条第一項（同条第五項）」を「第二十四条第三項（同条第九項）」に、「次の各号の」を「次の」に改める。

第四条中「様式第十四号」を「様式第十六号」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（配偶者支援金決定通知書等）

第四条 法第十五条第三項において準用する法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第二十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項及び第二十六条に規定する通知の書面の様式は、次のとおりとする。

- 一 配偶者支援金決定通知書 様式第十四号
- 二 配偶者支援金申請の却下決定通知書 様式第十五号

警察課 1 叩 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付申請書」 叩「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支

「 学歴 職業 」		「 職業 」	

援給付申請書」 叩

叩

叩「中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を」 叩「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を」 叩「あて先」 叩「宛先」 叩「警察課 叩 叩「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」 叩「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」 叩「第 8 5 条」 叩「第 8 5 条第 1 項」 叩。

警察課 1 叩 (1) 叩「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付変更申請書」 叩「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の変更申請書」 叩「あて先」 叩「宛先」 叩「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の」 叩「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の」 叩「警察課 叩 叩「警察課 叩 叩「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」 叩「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」 叩「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」 叩「第 8 5 条」 叩「第 8 5 条第 1 項」 叩。

警察課 1 叩 (1) 叩「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付変更申請書（傷病届）」 叩「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援

に関する法律による支援給付変更申請書（傷病届）」、「あて先」や「宛先」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の」や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の」、「改正」回警察の州中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」及び「第 8 5 条」や「第 8 5 条第 1 項」及び「改正」。

警察総局中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による葬祭支援給付申請書」や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による葬祭支援給付申請書」及び「あて先」や「宛先」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による葬祭支援給付を」や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による葬祭支援給付を」及び「改正」。

警察総局中（総局）中「あて先」や「宛先」及び「改正」回警察（総局）の州中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」及び「第 8 5 条」や「第 8 5 条第 1 項」及び「改正」。

警察総局中（一）中の警察総局中（三）中の警察中「あて先」や「宛先」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」及び「第 8 5 条」や「第 8 5 条第 1 項」及び「改正」。

警察総局中「改正」。

様式第6号(第1条関係)

同 意 書

支援給付の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の次に掲げる事項につき、福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- 1 氏名及び住所
- 2 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- 3 健康状態
- 4 他の支援給付の実施機関における支援給付の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

(宛先)

埼玉県 福祉事務所長

警察法第 114 条第 1 項「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」⁴⁰「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」⁴¹第 5 条⁴²「警察法第 114 条第 1 項」⁴³中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」⁴⁴「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」⁴⁵「第 8 5 条」⁴⁶「第 8 5 条第 1 項」⁴⁷第 2 条⁴⁸。

警察法第 114 条（第 4 項）第 1 項「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」⁴⁹「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」⁵⁰第 5 条⁵¹この決定通知が申請受理後 14 日を経過した理由」⁵²第 2 条⁵³。

警察法第 114 条（第 4 項）第 2 項「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」⁵⁴「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」⁵⁵第 5 条⁵⁶「この通知が申請を受けてから 14 日を経過した理由」⁵⁷第 2 条⁵⁸。

警察法第 114 条第 2 項「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」⁵⁹「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」⁶⁰第 5 条⁶¹「警察法第 114 条第 4 項」⁶²「第 2 8 条第 5 項」⁶³第 2 条⁶⁴。

警察法第 114 条第 2 項（第 4 条関係）」⁶⁵「第 5 条関係）」⁶⁶「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」⁶⁷「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」⁶⁸「あて先」⁶⁹「宛先」⁷⁰第 2 条⁷¹「警察法第 114 条第 2 項」⁷²警察法第 114 条第 2 項の 2 警察法第 114 条第 2 項⁷³。

様式第14号(第4条関係)

(表面)

配偶者支援金決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県 福祉事務所長 印

あなた { に対する } 中国残留邦人等の
{ から 年 月 日付けで申請のあった }

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金を次のとおり(開始、変更、停止、廃止)決定したので通知します。

- 1 配偶者支援金の支給額 月額 円
- 2 配偶者支援金の支給日及び支給場所
- 3 配偶者支援金の(開始、変更、停止、廃止)の時期
「 年 月 日」
(停止期間 年 月 日から 年 月 日まで)
- 4 配偶者支援金を(開始、変更、停止、廃止)した理由

(裏面)

教 示

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。この場合、訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。

決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第15号(第4条関係)

(表面)

配偶者支援金申請の却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県 福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金については、下記の理由により支給できないから却下します。

記

却下理由

(裏面)

教 示

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。この場合、訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。

決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

規則

母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十九号

母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則
母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則

目次中「第三章 寡婦福祉資金の貸付け（第二十二条）」を「第三章 父子福祉
第四章 寡婦福祉

資金の貸付け（第二十二条）
資金の貸付け（第二十三条）」に改める。

第一条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「第二十三条」の下に「（令第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）」を加え、「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「及び法第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項各号」を「法第三十一条の六第一項各号に掲げる資金（以下「父子福祉資金」という。）及び法第三十二条第一項各号」に改める。

第三条、第十二条第一項、第十三条、第十五条第一項、第十七条第一項、第二十条第一項及び第二十一条第一項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第二十二条中「前章」を「第二章」に改め、同条の表第二条第一項の項中「において準用する法第十三条第一項」を削り、同表第三条の項中「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に改め、「準用する法第十四条」の下に「（各号を除く。）」を加え、同表第四条の項中「第二十二条」を「第二十三条」に改め、同表第五条第一項の項中「令第三十七条第二項において準用する令第八条第五項」を「令第三十七條第二項において準用する令第八条第四項」を「令第三十七條第四項」に改め、同表第七條第二項の項中「第二十二條」を「第二十三條」に改め、同表第十三條の項中「令第三十七條第二項ただし書」を「令第三十七條第三項ただし書」

に改め、同表第十六条第一項の項中「第三十二条第四項」を「第三十二条第五項」に改め、同表第十八条の項中「法第三十二条第一項において準用する法第十三条第

三項」を「法第三十二条第二項」に改め、同表第二十条第一項第三号の項中

三 号 令

第十二条第一項各
、第二項各号又は第
一項各号

令第三十八条において準
用する令第十二条第一項
各号、第二項各号（第二
号及び第三号を除く。）又
は第三項各号

を

令第十二条第一項各
号、第二項各号又は第
三項各号

配偶者のない女子

令第三十八条において準
用する令第十二条第一項
各号、第二項各号（第二
号及び第三号を除く。）
又は第三項各号

に改め、同条を第二十三条とする。

寡婦

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 父子福祉資金の貸付け

（準用規定）

第二十二条 前章の規定は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合に
おいて、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	法第十三条第一項又は 法附則第三条第一項	法第三十一条の六第一項
第二条	法第十四条	法第三十一条の六第四項 において準用する法第十 四条（各号を除く。）

	第十六条第一項	第十五条第一項	第十四条	第十三条	第十条	第九条	第八条	第七条第二項	第七条第一項	第六条第二項		第五条第一項	第四条	
	法第十五条第一項	令第十九条第一項	令第十六条	令第八条第三項ただし書	令第十二条	令第十二条	令第十一条	第四条	令第七条	第九条第一項	令第八条第四項	令第九条第三項	令第八条第五項	第二条第一項又は前条
令第三十一条の七において準用する法第十五条第一項	法第三十一条の六第五項において準用する法第十五条第一項	令第三十一条の七において準用する令第十九条第一項	令第三十一条の七において準用する令第十六条	令第三十一条の六第三項ただし書	令第三十一条の七において準用する令第十三条	令第三十一条の七において準用する令第十二条	令第三十一条の七において準用する令第十一条	第二十二條において準用する第四条	令第三十一条の五	項 令第三十一条の七において準用する令第九条第一項	令第三十一条の六第四項	項 令第三十一条の七において準用する令第九条第三項	令第三十一条の六第五項	第二十二條において準用する第二条第一項又は第三条

第十七条第一項	令第十七条ただし書	て準用する令第十七条た だし書
	令第十八条第二項	令第三十一条の七におい て準用する令第十八条第 二項
第十七条第二項	令第十七条	令第三十一条の七におい て準用する令第十七条
第十八条	法第十三条第三項	法第三十一条の六第三項
第二十条第一項第二号	配偶者のない女子	配偶者のない男子
	令第十六条第四号若し くは第五号	令第三十一条の七におい て準用する令第十六条第 四号若しくは第五号
第二十条第一項第三号	令第十二条第一項各 号、第二項各号又は第 三項各号	令第三十一条の七におい て準用する令第十二条第 一項各号、第二項各号又 は第三項各号
	配偶者のない女子	配偶者のない男子

また「第22条関係」や「第22条、第23条関係」に於ける。

「母子
福祉資金貸付申請書（母・寡婦）」や「父子福祉
資金貸付申請書（母・父・寡婦）」

「母子
福祉資金の」や「父子福祉資金の」に「あ
の母」や「未婚の母・父」に「
寡婦」

て先」や「宛先」に於ける。

「母子
福祉資金貸付申請書（児童・子用）」や「父子福祉
資金貸付申請書（児童・子用）」

「
」

資金貸付申請書（児童・子用） 』 』
「配偶者のない
女子となつた
理由等」

也 「配偶者のない
女子・男子と
なつた理由等」

「母子 福祉資金の
」 也 「母子 福祉資金の
」 』
「未婚の母」 也 「未婚の母・父」 』
「母子 福祉資金の」
」 』
「母」 也 「母・父」 』
」

「母」 也 「母・父」 』
」 』

「母子 福祉資金貸付申請書（団体貸付用）」 也 「母子 福祉資金貸付申請書（団体貸付用）」
」 』

「母子・寡婦となつた理由」 』
「母子・寡婦となつた理由」 』
」 』

「母子 福祉資金
借入金」 』
「母子 福祉資金
借入金」 』
」 』

「母子 福祉資金の」 』
「母子 福祉資金の」 』
」 』

「母子 福祉資金貸付決定通知書」 也 「母子 福祉資金貸付決定通知書」
」 』
」 』

「母子 福祉資金の」 也 「母子 福祉資金の」 』
」 』

「母子 福祉資金貸付不承認通知書」 也 「母子 福祉資金貸付不承認通知書」
」 』
」 』

「母子 福祉資金（）」 也 「母子 福祉資金（）」
」 』
」 』

「母子 福祉資金据置期間延長申請書」 及び 「母子 福祉資金据置期間延長申請書」 及び 「母子 福祉資金据置期間延長申請書」

「母子 福祉資金据置期間延長申請書」

「母子 福祉資金据置期間延長申請書」

「母子」

「母子」

長申請書 及び 「あて先」 及び 「宛先」 及び 「母子 福祉資金貸付金」 及び 「母子 福祉資金貸付金」 及び 「母子 福祉資金貸付金」

金貸付金 及び ⑨。

」

「母子」

「母子 福祉資金据置期間延長決定通知書」 及び 「母子 福祉資金据置期間延長決定通知書」 及び 「母子 福祉資金据置期間延長決定通知書」

「母子」

間延長決定通知書 及び ⑨。

」

「母子」

「母子 福祉資金据置期間延長不承認通知書」 及び 「母子 福祉資金据置期間延長不承認通知書」 及び 「母子 福祉資金据置期間延長不承認通知書」

「母子」

期間延長不承認通知書 及び ⑨。

」

「母子」

「母子 福祉資金借用書」 及び 「母子 福祉資金借用書」 及び 「母子 福祉資金借用書」

「母子」

金借用書 及び 「母子及び寡婦福祉法」 及び 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」 及び 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

法」 及び 「あて先」 及び 「宛先」 及び ⑨。

「母子」

「母子 福祉資金増額貸付申請書」 及び 「母子 福祉資金増額貸付申請書」 及び 「母子 福祉資金増額貸付申請書」

「母子」

「母子」

「母子 福祉資金貸付金」 及び 「母子 福祉資金貸付金」 及び 「母子 福祉資金貸付金」 及び 「あて先」 及び 「宛先」 及び 「母子 福祉資金貸付金」 及び 「母子 福祉資金貸付金」

「母子」

」の旨。

「母子
福祉資金貸付金交付停止通知書」の旨
父子福祉資金貸
付金交付停止通知書」の旨
母子
福祉資金貸付金交付停止通知書」の旨
父子福祉資金貸
付金交付停止通知書」の旨

減額通知書」の旨。

「母子
福祉資金貸付金減額通知書」の旨
父子福祉資金貸付金
減額通知書」の旨
母子
福祉資金貸付金減額通知書」の旨
父子福祉資金貸付金
減額通知書」の旨

減額通知書」の旨。

「母子
福祉資金貸付停止決定通知書」の旨
父子福祉資金貸付停止
決定通知書」の旨
母子
福祉資金貸付停止決定通知書」の旨
父子福祉資金貸付停止
決定通知書」の旨

「母子及び
父子福祉資金貸付停止決定通知書」の旨
母子及び
父子福祉資金貸付停止決定通知書」の旨

「母子及び
父子福祉資金貸付停止決定通知書」の旨
母子及び
父子福祉資金貸付停止決定通知書」の旨

減額通知書」の旨。

「母子
福祉資金貸付停止決定通知書」の旨
父子福祉資金貸付停止
決定通知書」の旨
母子
福祉資金貸付停止決定通知書」の旨
父子福祉資金貸付停止
決定通知書」の旨

「母子及び
父子福祉資金貸付停止決定通知書」の旨
母子及び
父子福祉資金貸付停止決定通知書」の旨

「
第 1 3 条第 項第 号
社法施行令
第 3 8 条において準用する同令第 1 3 条第 項第 号」
也 母子及び父

第 1 3 条第 項第 号

子並びに寡婦福祉法施行令第 3 1 条の 7 において準用する同令第 1 3 条第 項第
第 3 8 条において準用する同令第 1 3 条第 項第 号

号 ㄐㄱㄴㅇ°

」

「母子
福祉資金貸付辞退（貸付金減額）申出書」
也 父子福祉資
寡婦
「母子
福祉資金貸付辞退（貸付金減額）申出書」
也 父子福祉資
寡婦

金貸付辞退（貸付金減額）申出書 ㄐ' 「あて先」 也「宛先」 ㄐ'
「母子福祉資金
寡婦

「母子

貸付金 也 父子福祉資金貸付金 ㄐㄱㄴㅇ°
」 寡婦

「母子

「母子
福祉資金償還期間（償還方法）変更申請書」
也 父子福祉
寡婦
「母子
福祉資金償還期間（償還方法）変更申請書」
也 父子福祉
寡婦

資金償還期間（償還方法）変更申請書 ㄐ' 「あて先」 也「宛先」 ㄐ' 「母子福祉
」

「母子

団体」 也「母子・父子福祉団体」 ㄐ'
「母子福祉資金貸付金」
也 父子福祉資金貸
寡婦
「母子福祉資金貸付金」
也 父子福祉資金貸
寡婦

付金 ㄐㄱㄴㅇ°

」

「母子
福祉資金償還期間（償還方法）変更決定通知書」
也 父子
寡婦
「母子
福祉資金償還期間（償還方法）変更決定通知書」
也 父子
寡婦

「母子

「母

第 3 8 条において準用する同令第 1 6 条第 1 項第 号 」

㊦ 回葬料の負担者「母子福祉団体」㊧「母子・父子福祉団体」㊨ 母子及び寡

」

婦福祉法施行令

第 1 8 条第 1 項

㊩ 母子及び父子

第 3 8 条において準用する同令第 1 8 条第 1 項」

第 1 8 条第 1 項

並びに寡婦福祉法施行令第 3 1 条の 7 において準用する同令第 1 8 条第 1 項 ㊪

第 3 8 条において準用する同令第 1 8 条第 1 項 」

㊫

「母子

「母子

葬料概十千円中 福祉資金償還金支払猶予申請書 ㊬ 父子福祉資金償還金

寡婦

支払猶予申請書 ㊭ 「あて先」㊮「宛先」㊯「母子福祉団体」㊰「母子・父子

」

「母子

福祉団体」㊱「母子福祉資金貸付金 ㊲ 父子福祉資金貸付金 ㊳

寡婦

寡婦

「母子

「母子

葬料概十千円中 福祉資金償還金支払猶予決定通知書 ㊴ 父子福祉資金償

寡婦

寡婦

「母子

還金支払猶予決定通知書 ㊵「母子福祉資金貸付金 ㊶ 父子福祉資金貸付金

寡婦

寡婦

㊷

「母子

葬料概十千円中 「母子福祉資金償還金支払猶予不承認通知書 ㊸ 父子福祉資

寡婦

寡婦

「母子

金償還金支払猶予不承認通知書 ㊹「母子福祉資金貸付金 ㊺ 父子福祉資金貸

」

寡婦

寡婦

付金 ㊻

」

「母子福祉資金償還免除申請書」 ❷ 父子福祉資金償還免除申請書

「寡婦」

「母子」

「請書」 ❸ 「あて先」 ❹ 「宛先」 ❺ 「母子福祉資金貸付金」 ❻ 父子福祉資金貸付金

「寡婦」

「付金」 ❽ ❾ №。

」

「母子福祉資金償還免除決定通知書」 ❷ 父子福祉資金償還免除決定通知書

「寡婦」

「母子」

「除決定通知書」 ❸ 「母子福祉資金貸付金」 ❹ 父子福祉資金貸付金」 ❽ №。

」

「母子」

「母子福祉資金償還免除不承認通知書」 ❷ 父子福祉資金償還免除不承認通知書

「寡婦」

「母子」

「免除不承認通知書」 ❸ 「母子福祉資金貸付金」 ❹ 父子福祉資金貸付金」 ❽ №。

」

「母子」

「母子福祉資金償還免除申請書」 ❷ 父子福祉資金償還免除申請書

「寡婦」

「除申請書」 ❸ 「あて先」 ❹ 「宛先」 ❺ 「母子及び寡婦福祉法施行令」 ❻ 第 17 条ただし第 38 条に

「おいて準用する同令第 17 条ただし書（同令第 38 条において準用する同令第 18 条第 2 項において準用される場合を含む。）」

」

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

第 17 条ただし書（同令第 18 条第 2 項において準用される場合を含む。）
施行令第 31 条の 7 において準用する同令第 17 条ただし書（同令第 31 条の 7 に
第 38 条において準用する同令第 17 条ただし書（同令第 38 条において準

において準用する同令第 18 条第 2 項において準用される場合を含む。） ㊦㊧㊨㊩
用する同令第 18 条第 2 項において準用される場合を含む。） 」

「母子福祉資金違約金免除決定通
知書」 母子福祉資金違約金免除決定通
知書」 母子福祉資金違約金免除決定通

「母子福祉資金貸付金」 母子福祉資金貸付金」
「母子福祉資金貸付金」 母子福祉資金貸付金」

「母子福祉資金貸付金」 ㊦㊧㊨㊩
「母子福祉資金貸付金」 ㊦㊧㊨㊩

「母子福祉資金違約金免除不承認通知書」 ㊦㊧㊨㊩
「母子福祉資金違約金免除不承認通知書」 ㊦㊧㊨㊩

「母子福祉資金貸付金」 ㊦㊧㊨㊩
「母子福祉資金貸付金」 ㊦㊧㊨㊩

「母子福祉資金保証人変更承認申
請書」 母子福祉資金保証人変更承認申
請書」 母子福祉資金保証人変更承認申

「母子福祉資金保証人変更承認申請書」 ㊦㊧㊨㊩
「母子福祉資金保証人変更承認申請書」 ㊦㊧㊨㊩

「母子福祉資金貸付金」 ㊦㊧㊨㊩
「母子福祉資金貸付金」 ㊦㊧㊨㊩

「母子福祉資金保証人変更承認決
定通知書」 母子福祉資金保証人変更承認決
定通知書」 母子福祉資金保証人変更承認決

「母子福祉資金保証人変更承認決定通知書」 ㊦㊧㊨㊩
「母子福祉資金保証人変更承認決定通知書」 ㊦㊧㊨㊩

様式第三十号中 「母子福祉資金保証人変更不承認
寡婦」

「母子」

通知書を父子福祉資金保証人変更不承認通知書に改める。

「寡婦」

附則

- 1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

規 則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十一号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和三十九年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十二号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十三号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十九項中「母子（寡婦）福祉資金及び」を「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金並びに」と改める。

様式第二十二号（五）中

「 埼玉県母子（寡婦） 福祉資金償還金 」	を	「 埼玉県母子・父子・寡婦 福祉資金償還金 」
--------------------------------	---	----------------------------------

に、

「 1 母子 2 寡婦 」	を	「 1 母子 2 父子 3 寡婦 」	に、	「埼玉県母子（寡婦）福祉資金償還金を」
------------------------	---	--------------------------------	----	---------------------

を「埼玉県母子・父子・寡婦福祉資金償還金を」に、「埼玉県母子（寡婦）福祉資金償還金の」を「埼玉県母子・父子・寡婦福祉資金償還金の」と改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓令

埼玉県訓令第十一号

本
庁
機
関
域

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
別表埼玉県福祉事務所長印の項中「及び豊婦福祉資金」を「及び父子福祉資金並
びに豊婦福祉資金」に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年十月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コアラ・サニーサイド

三 代表者の氏名

沢田 吉司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字藤間七百二十一番地三コーポサニーサイド百一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病弱者等（以下「高齢者等」と総称する。）に対し、移動の支援その他福祉に関する事業を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年九月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人再生エネルギーファームくまがや
- 三 代表者の氏名
野部 徳秋
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市村岡五百十七番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民による太陽光発電所を造り、再生エネルギーの普及に努め、脱原子力発電を促進させることを目的とする。

告示

埼玉県告示第千二百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術機関として、次の者を指定した。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
益子病院附属透析クリニック	医療法人 健仁会	川口市幸町三ー一〇 一三	平成二十六年九月十五日
八潮駅前眼科	下川 良	八潮市大瀬八二二ー一 一 フレスポ八潮二階	平成二十六年七月一日
埼玉メディカルクリニック	新井田 奈美	所沢市小手指町一ー一 一六ー四	平成二十六年八月二十三日
飯能地区医師会立 休日・夜間診療所	一般社団法人 飯能地区医師会	飯能市小久保二九一	平成二十六年七月一日
医療法人 孝仁会 鈴木内科医院	医療法人 孝仁会	桶川市川田谷五八二 八一	平成二十六年七月一日
医療法人 洛鳳會 デンタルオフィスKentoto	医療法人 洛鳳會	ふじみ野市ふじみ野 四一八一ー一 ココ ファンふじみ野一階	平成二十六年八月一日

みんなの薬局 坂戸店	エール薬局 学園通り店	すばる薬局 新座店	毛塚歯科医院	ハーツデンタルクリニック	宇梶歯科	むらこそ歯科医院	あいのまち歯科医院	上川歯科医院	ハートピア歯科・矯正歯科 越谷診療所
T 株式会社 ウィーズ	株式会社 コスモフ アイマ東 京	すばる薬 局株式会 社	毛塚 八 代	谷田 稔	宇梶 繁 樹	村社 尚 洋	田口 茂 和	医療法人 千友会	医療法人 社団 メ ディデン タル
九 坂戸市南町三〇一	新座市栄四 六三 田中屋ビル一階	新座市野火止六 三 二九 みずほ館一 七 F	三郷市三郷一 二六 一 二	草加市谷塚一 二一 四三 プランヴェー ル谷塚駅前一〇四号	熊谷市石原二 一六 九	行田市長野一 一六 一 三三	鴻巣市愛の町四四一	越谷市東大沢五 一 六 一	越谷市東越谷一 一 一 共生ビル一階
平成二十六年八月 一日	平成二十六年八月 一日	平成二十六年九月 一日	平成二十六年六月 十三日	平成二十六年九月 一日	平成二十六年八月 十九日	平成二十六年八月 一日	平成二十六年九月 一日	平成二十六年九月 一日	平成二十六年八月 一日

草加調剤薬局	エール薬局 川口駅前店	すばる薬局 川口店	ウエルシア薬局 新座市役所前店	ウエルシア薬局 北坂戸店	さいたま薬局 宮代店	ほほえみ薬局	オリーブ薬局
金明堂 有限会社	京 アイマ東 コスモフ 株式会社	すばる薬 局株式会 社	ウエルシ ア関東株 式会社	ウエルシ ア関東株 式会社	株式会社 コム・メデ イカル	株式会社 横浜エー ジエンシ I & コミ ユニケー ションズ	株式会社 河野メデ イカル
六 四	草加市松原五―二― 一八 槽谷ビル五階	川口市幸町三―一― 〇 二 東商ビル五 一F	新座市野火止―一― 四―一―四	坂戸市芦山町―三― 四	南埼玉郡宮代町笠原 ―一―八―一―五	所沢市星の宮―一― 七―九	ふじみ野市上福岡― 一―四―四―八
四日	平成二十六年八月 一日	平成二十六年八月 一日	平成二十六年七月 一日	平成二十六年七月 一日	平成二十六年八月 一日	平成二十六年七月 一日	平成二十六年七月 一日

訪問看護ステーション 夢	訪問看護ステーション ファインデイズ所沢	ケアーズ訪問看護リハ ピリステーション東松 山	訪問看護ステーション あおぞら
合同会社 エンフェ ルメリア	医療法人 社団 幸 悠会	ミチテラ スプラン 株式会社	株式会社 ヒューマ ン&ネイ チャー
越谷市東大沢一ー四 一ーアーバンエ ステートA一〇五号 室	所沢市東狭山ヶ丘二 一二九五一ー九 煉 瓦館一七 二〇一 号 室	東松山市本町一ー七 一六	草加市八幡町七四三 一五
平成二十六年九月 一日	平成二十六年九月 一日	平成二十六年七月 一日	平成二十六年九月 十三日

二 指定施術機関

氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
岡本 一朗		谷 哲		関根 知秋		谷 哲	
ほねつぎふじ み野はりきゅ う接骨院	みぬま鍼灸整 骨院	ひだまり整骨 院					
ふじみ野市鶴ヶ舞 三五 一四	上尾市浅間台四一 一一 一三	春日部市緑町六一 三一 二五					
平成二十六年九 月一日	平成二十六年十 月六日	平成二十六年九 月一日					

立花 大悟	小澤 賢一	佐竹 三津夫	大澤 祥隆	望月 信孝	柴田 義孝	新井 徳孝	大田 和	上野 裕之	堀越 昌樹
在宅マッサージ・ピース	日高店 ベスト治療院	大宮店 マッサージ治療院 ぷらいむ	福原治療院	みはら通り整骨院	駒込ふれあい整骨院	柳沢駅前接骨院	純心接骨院	スツキリ整骨院	ほねつぎ春日部はりきゅう接骨院
六―三二	七―一	大成町一―四七〇	川越市今福四七二―一三	朝霞ビル一〇二〇―二〇 〇―二〇 JUN	東京都北区中里二―二―八 駒込サニ―ビル一階	四 谷町三―二―一―一	一―F 東京都練馬区南大泉五―一―八―一六	一―四六 ワンズタワー四―一―A	一六―一〇 春日部市谷原三―一
月一日	月一日	月二十日	月一日	月一日	月一日	月一日	月一日	月一日	月一日
平成二十六年八月一日	平成二十六年七月一日	平成二十六年八月二十日	平成二十六年九月一日	平成二十六年九月一日	平成二十六年七月一日	平成二十六年七月一日	平成二十六年七月一日	平成二十六年七月一日	平成二十六年八月一日

西山 芳一	三浦 勝男
スマイルはり きゆう治療院	三浦整骨鍼灸 治療院
所沢市けやき台一 一九一四 サーパー 又新所沢けやき台 四〇一	所沢市三ヶ島三一 一三九四一四
平成二十六年九 月一日	平成二十六年九 月一日

告示

埼玉県告示第千三百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
戸田公園いとう耳鼻咽喉科	名称	さとう戸田公園西口クリニック	戸田公園いとう耳鼻咽喉科
おおぞら薬局	名称	朝霞地区薬剤師会会 営薬局	おおぞら薬局
訪問看護ステーション デューン越谷	所在地	越谷市南越谷一五 一三八 ラ・プランシ ユ一F	越谷市越ヶ谷一 一 柳沼ビル二〇 二号
薬樹薬局 伊奈	名称	あおば薬局 伊奈	薬樹薬局 伊奈
薬樹薬局 庄和	名称	薬局 庄和	薬樹薬局 庄和
薬樹薬局 加須	名称	サン薬局	薬樹薬局 加須
薬樹薬局 越谷	名称	わかば薬局越谷	薬樹薬局 越谷
薬樹薬局 越谷2号店	名称	ふたば薬局越谷	薬樹薬局 越谷2号 店
薬樹薬局 越谷ツイン シティ店	名称	みつば薬局越谷ツ インシティ店	薬樹薬局 越谷ツ インシティ店

ひまわり薬局 坂戸店	葉樹薬局 草加	葉樹薬局 吹上	葉樹薬局 もちだ	葉樹薬局 松山材木町	葉樹薬局 東松山	葉樹薬局 東平	葉樹薬局 松山本町	葉樹薬局 松山中央	葉樹薬局 吉見
名称	名称	名称	名称	名称	名称	名称	名称	名称	名称
店 みんなの薬局 坂戸	わかば薬局 草加	薬局 吹上	薬局 もちだ	薬局 松山材木町	薬局 東松山	薬局 東平	薬局 松山本町	薬局 松山中央	薬局 吉見
店 ひまわり薬局 坂戸	葉樹薬局 草加	葉樹薬局 吹上	葉樹薬局 もちだ	町 葉樹薬局 松山材木	葉樹薬局 東松山	葉樹薬局 東平	葉樹薬局 松山本町	葉樹薬局 松山中央	葉樹薬局 吉見

告示

埼玉県告示第千三百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
近藤医院	熊谷市野原一二二〇	平成二十六年八月二十六日
アズ眼科クリニック	熊谷市筑波二一一五 アズ熊谷四F	平成二十六年八月二十六日
医療法人社団常樹会 宇梶歯科 医院熊谷診療所	熊谷市石原二一一六九	平成二十五年十二月二十日
草加調剤薬局	草加市松原五一一七	平成二十六年八月三日
なかい眼科	八潮市大瀬八二一一 フレスポ八潮二F	平成二十六年六月三十日
協和クリニック	越谷市弥生町一四一二〇 木田ビル四F	平成二十六年五月三十一日
江南診療所	熊谷市野原一三五一一	平成二十六年八月二十六日
彩央歯科クリニック	鴻巣市中井一一六一五 丸和MCビル一階	平成二十六年九月一日

社 附 属 診 療 所	秩 父 鉄 道 株 式 会	上 之 医 院	吉 田 医 院	松 崎 医 院	上 川 歯 科 医 院	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン あ お ぞ ら	ほ ほ え み 薬 局	坂 戸 店	み ん な の 薬 局	医 療 法 人 社 団 彩 美 会 在 宅 ク リ ニ ッ ク ル ・ シ ヤ ト ン 熊 谷	エ ー ル 薬 局 学 園 通 り 店	エ ー ル 薬 局 川 口 駅 前 店	医 療 法 人 社 団 仁 清 会 パ ー ム ス 歯 科 ク リ ニ ッ ク
熊 谷 市 曙 町 一 丁 目 一 番 地	熊 谷 市 上 之 八 一 八	熊 谷 市 東 別 府 八 三 一	熊 谷 市 本 石 一 一 二 七 四	越 谷 市 東 大 沢 五 一 一 六 一 一	草 加 市 八 幡 町 一 三 三 六 一 一	所 沢 市 星 の 宮 一 一 七 一 九 煉 瓦 館 一 階	坂 戸 市 南 町 三 〇 一 一 九	熊 谷 市 筑 波 三 一 六 七 パ レ ス ク ラ シ ー ゼ 三 〇 四	新 座 市 栄 四 一 六 一 三 田 中 屋 ビ ル 一 階	川 口 市 栄 町 三 一 九 一 一 八 槽 谷 ビ ル 五 階	春 日 部 市 緑 町 四 一 四 一 二 九		
平 成 二 十 六 年 八 月 二 十 九 日	平 成 二 十 六 年 八 月 二 十 六 日	平 成 二 十 六 年 八 月 二 十 六 日	平 成 二 十 六 年 八 月 二 十 六 日	平 成 二 十 六 年 八 月 三 十 一 日	平 成 二 十 六 年 九 月 十 二 日	平 成 二 十 六 年 六 月 三 十 日	平 成 二 十 六 年 七 月 三 十 一 日	平 成 二 十 六 年 六 月 十 日	平 成 二 十 六 年 七 月 三 十 一 日	平 成 二 十 六 年 七 月 三 十 一 日	平 成 二 十 六 年 八 月 三 十 一 日		

院 瀨山産婦人科医	宗久産婦人科ク リニツク	根岸医院	院 大森産婦人科医	村社歯科医院	高橋外科医院	砂山内科医院	佐久間医院	富士医院	鈴木外科医院	斉藤医院	伊藤皮膚科医院	院 関根整形外科医
熊谷市美土里町二二〇六一一	熊谷市善ヶ島一三五一一	熊谷市胃山一八七一	熊谷市本町二一一二二一一	行田市長野一六一三三三	熊谷市宮町一三三	熊谷市赤城町二一一一六	熊谷市河原町二七七	熊谷市石原三一五	熊谷市妻沼一一四二	熊谷市伊勢町三二五	熊谷市筑波一一六八	熊谷市宮前町二一一四六
平成二十六年六月 十九日	平成二十六年八月 二十六日	平成二十六年八月 二十六日	平成二十六年八月 二十六日	平成二十六年七月 三十一日	平成二十六年八月 二十六日	平成二十六年八月 二十六日	平成二十六年八月 二十六日	平成二十六年八月 二十六日	平成二十六年八月 二十九日	平成二十六年八月 二十六日	平成二十六年八月 二十六日	平成二十六年八月 二十六日

毛塚歯科医院	医療法人 孝仁 会 鈴木内科医 院	桶川市川田谷五八一五	平成二十六年六月 三十日	平成二十六年八月 二十日	三郷市三郷一三〇一九	狭山市入間川二一九一三六	平成二十六年五月 一日
エース薬局		所沢市緑町二一六一一五	平成二十六年八月 二十日	平成二十六年八月 三十一日	熊谷市上之勝吾三八二〇一	熊谷市上中条一二七九一二	平成二十六年八月 二十九日
ケイ・アイ・クリ ニツク		熊谷市上之勝吾三八二〇一	平成二十六年八月 三十一日	平成二十六年八月 二十六日	熊谷市上之勝吾三八二〇一	熊谷市別府二一九	平成二十六年八月 二十六日
布施内科クリニ ック		熊谷市上之勝吾三八二〇一	平成二十六年八月 二十六日	平成二十六年八月 二十六日	肥留川整形外科 医院	あらい診療所	平成二十六年八月 二十六日
有限会社 天神 堂薬局		狭山市入間川二一九一三六	平成二十六年五月 一日	平成二十六年八月 二十九日	熊谷市上中条一二七九一二	熊谷市上中条一二七九一二	平成二十六年八月 二十九日

二 指定施術機関

赤田 興司	氏名	住所	施設名	所在地	廃止年月日
ほねつぎ春日部はり きゅう接骨院	名称	春日部市谷原三一 一六一一〇	春日部市谷原三一 一六一一〇	平成二十六年七月 三十一日	

告示

埼玉県告示第千二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	辞退年月日
医療法人社団 二袖会 大友外科 整形外科	北本市本町六一二八四	平成二十六年九月 三十日

告示

埼玉県告示第千二百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
医療法人 親和会 鳳永病院	草加市谷塚二丁目一五	医療法人 親和会	通所リハビリテーション	平成二十六年七月一日
株式会社 イワタ	越谷市蒲生南町一五	株式会社 イワタ	介護予防通所リハビリテーション 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	平成二十六年七月一日
居宅介護支援 ゆうらく東所 沢	所沢市東所沢五丁目四一五	株式会社 イーストマインライツ	居宅介護支援	平成二十六年七月一日
かわたやケア サービス	桶川市大字川田谷二七三〇 一七	平田 伸夫	居宅介護支援	平成二十六年八月一日
だんらんの家 小手指	所沢市小手指町一 一一二 二二	日本介護事業株式会社	通所介護	平成二十六年七月一日

株式会社 日本ケアプラ ザ アカデミ ーサロン朝霞		朝霞市東弁財 三ー一四ー七		株式会社 日本ケアプラ ザ		通所介護		平成二十六年 七月一日	
だんらんの家 桶川		桶川市下日出 谷八五ー一六		株式会社 TSC		通所介護		平成二十六年 八月一日	
小規模多機能 型居宅介護事 業所 シヤン グリラ		熊谷市中西三 ー一ー三〇		有限会社 オ フィストウー ワン		小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護		平成二十六年 七月一日	
デイサービス しんせい		本庄市児玉町 児玉一〇七〇		神部保険株式 会社		通所介護 介護予防通所介護		平成二十六年 九月一日	
デイサービス かぐら南桜井		春日部市大袈 四〇六ー一ニ		株式会社 Global Orient al Med icine		通所介護 介護予防通所介護		平成二十六年 九月一日	
ケアサービス 合		越谷市大字上 間久里一〇五 ー一ニ 三井 せんげん台八 イツ五二一 号 室		特定非営利活 動法人 合		福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売		平成二十六年 七月一日	

向山薬局	医療法人社団 朋百会 戸田 本町クリニッ ク	医療法人社団 協和同心会 協和クリニッ ク	みぞはた歯科 クリニック	きむら歯科ク リニック	とまと薬局 一本松店	居宅介護支援 せいわ	有料老人ホー ム グランシ ム ア川口
上尾市向山一 五九一七 日建シエトワ 六	戸田市本町三 一九一六	越谷市弥生町 一四一ニ〇 木田ビル四F	坂戸市溝端町 七一二一	春日部市藤塚 一〇五二一五	鶴ヶ島市新町 二一二三一二 〇	飯能市緑町一 九一二一	川口市大字芝 二七六〇一三
株式会社 エスシーグ ループ	医療法人社 団 朋百会	医療法人社 団 協和同 心会	松本 知也	木村 功	有限会社 スケガワ	医療法人靖 和会	株式会社 グランディ ック
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導 訪問看護 介護予防訪問看護	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅介護支援	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
平成二十六年 九月一日	平成二十六年 八月一日	平成二十六年 六月一日	平成二十六年 七月一日	平成二十六年 七月一日	平成二十六年 七月一日	平成二十六年 八月一日	平成二十六年 八月一日

東住吉クロー バ薬局	所沢市東住吉 三一八	株式会社 エスシーグ ループ	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
わかば薬局 白岡店	白岡市高岩七 六五一	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
まんぼう薬局	狭山市上奥富 一七四一五	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
行田薬局	行田市中央九 一五 栗原興 業ビル	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
アイン薬局 つくば店	熊谷市星川二 一四五	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
なつめ薬局	熊谷市中西四 一六一	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
すえひろ薬局	熊谷市末広三 一二一	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
プライム薬局	川口市戸塚東 一七一	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日

はなまる薬局	入間市新久九三 六一一	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
みどり薬局	入間市野田九四 七一六	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
はなまる薬局 金山店	所沢市金山町八 一五 煉瓦館一 二六 一F	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
しらすぎ薬局	加須市砂原二八 三一 一	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
あさひ調剤薬 局 本庄店	本庄市北堀八一 一一二	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
いずみ薬局	上尾市仲町一 八一三二二 オバ ナビル一F	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
上柴薬局	深谷市上柴町西 二一一四一四四	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
はなまる薬局 新座店	新座市東北一 六一一	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日

久喜店	わかば薬局 久喜市久喜中 央四一〇一 四	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
久喜店	わかば薬局 久喜市久喜中 央二二一七	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
本町店	わかば薬局 久喜市本町二 一六二三九	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
ノエル薬局	蓮田市井沼九 八八一三	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
上福岡ロイヤ ル薬局	ふじみ野市上 福岡一〇四 一五 鈴木ビ ルF	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
アイン薬局 上尾駅前店	上尾市宮本町 三二二二〇 九	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
アイン薬局 上尾二ツ宮店	上尾市二ツ宮 九五五一	株式会社 あさひ調剤	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 九月一日
ウエルシア薬 局 蕨北町店	蕨市北町四一 四二二五	ウエルシア 関東株式会 社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年 六月一日

告示

埼玉県告示第千二百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
葉樹薬局 庄和	名称	葉局 庄和	葉樹薬局 庄和	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
葉樹薬局 伊奈	名称	あおば薬局 伊奈	葉樹薬局 伊奈	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
葉樹薬局 吹上	名称	葉局 吹上	葉樹薬局 吹上	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
葉樹薬局 吉見	名称	葉局 吉見	葉樹薬局 吉見	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
葉樹薬局 東松山	名称	葉局 東松山	葉樹薬局 東松山	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導

葉樹薬局 松山中央	葉樹薬局 松山材木町	葉樹薬局 越谷ツイン シティ店	葉樹薬局 松山材木町	葉樹薬局 松山中央	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導
名称	名称	名称	名称	名称	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導
葉局 松山中	葉局 松山材 木町	みつば薬局 越谷ツインシ ティ店	葉局 松山材 木町	葉局 松山中	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導
葉樹薬局 松山中央	葉樹薬局 松山材木町	葉樹薬局 越谷ツイン シティ店	葉樹薬局 松山材木町	葉樹薬局 松山中央	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導

告示

埼玉県告示第千二百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	休止年月日
訪問介護事業所 わくわく草加	草加市草加一八二三	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十六年八月一日

告 示

埼玉県告示第千二百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
協和クリ ニック	越谷市弥生町一 四二〇 木田 ビル四F	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理 指導	平成二十六年五月三十 一日

告 示

埼玉県告示第千三百九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
小川原 雅隆	肢体不自由	整形外科	医療法人積仁会旭ヶ丘病院	日高市森戸新田九十九―一	平成二十六年六月一日
西田 淳二	免疫機能障害	内科	医療法人顕正会蓮田病院	蓮田市根金千六百六十二―一	平成二十六年八月一日
馬場 賢	視覚障害	眼科	医療法人社団順孝会新白岡 ば眼科	白岡市野牛千五十七	平成二十六年九月十一日
鈴木 恵美子	聴覚障害	耳鼻咽喉科	医療法人恵志会鈴木メデイカ ルクリニック	戸田市喜沢一―四十五―二十	同
大村 隆代	聴覚障害、音声・言語機能障害、そして やく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人社団愛友会上尾中央 総合病院	上尾市柏座一―十一―十	同
笹村 佳美	聴覚障害、音声・言語機能障害、そして やく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人社団千秋双葉会みさ と中央耳鼻咽喉科	三郷市谷中三百八十三ザ・ラ イオンズ三郷中央一〇二	同

甘井 努	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	リハビリテーション科	医療法人若葉会若葉病院	坂戸市戸宮六百九	同
菅野 陽	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	神経内科	川口市立医療センター	川口市西新井宿百八十	同
新舎 規由	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	リハビリテーション科	医療法人若葉会若葉病院	坂戸市戸宮六百九	同
二階堂 洋史	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	脳神経外科	青木中央クリニック	川口市柳崎三―七―二十四	同
阿久根 徹	肢体不自由	整形外科、リハビリテーション科	国立障害者リハビリテーションセンター病院	所沢市並木四―一	同
大橋 一善	肢体不自由	脳神経外科	医療法人社団優慈会佐々木病院	深谷市西島町二―十六―一	同
大村 泰人	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同

上村 民子	肢体不自由	整形外科、リハビリテーション科	医療法人尚寿会大生水野クリニック	狭山市水野四十九―十九	同
栗原 邦弘	肢体不自由	整形・形成外科	医療法人社団優慈会佐々木病院	深谷市西島町二―十六―一	同
小山 勉	肢体不自由	脳神経外科	医療法人社団優慈会佐々木病院	深谷市西島町二―十六―一	同
島谷 雅之	肢体不自由	整形外科	医療法人新青会川口工業総合病院	川口市青木一―十八―十五	同
中込 忠好	肢体不自由	脳神経外科	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜九百三十八―十二	同
二階堂 洋史	肢体不自由	脳神経外科	青木中央クリニック	川口市柳崎三―七―二十四	同
林 将也	肢体不自由	整形外科	医療法人新青会川口工業総合病院	川口市青木一―十八―十五	同
三谷 雄一	肢体不自由	整形外科	医療法人社団天徳会北本整形外科	北本市北本一―三十三	同
山田 哲也	肢体不自由	整形外科	社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	狭山市鶴ノ木一―三十三	同

吉田 太郎	肢体不自由	整形外科	医療法人一晃会小林病院	入間市宮寺二千四百十七	同
片山 隆晴	心臓機能障害	循環器内科	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
高野 弘志	心臓機能障害	心臓血管外科、呼吸器外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
田口 眞一	心臓機能障害	心臓血管外科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
原城 達夫	心臓機能障害	循環器内科	医療法人道心会埼玉東部循環器病院	越谷市大沢三千百八十七―一	同
松村 圭祐	心臓機能障害	循環器内科	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
相澤 純子	じん臓機能障害	内科	こくさいじクリニック	深谷市国済寺三百四十七―一	同
清水 浩一	じん臓機能障害	循環器科	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜九百三十八―十二	同
末吉 慶多	じん臓機能障害	内科、透析科、腎臓内科	医療法人蒼龍会武蔵嵐山病院	比企郡嵐山町太郎丸百三十五	同

田岡 佳憲	じん臓機能障害	泌尿器科	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
相馬 亮介	呼吸器機能障害	呼吸器内科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
松宮 晴子	呼吸器機能障害	内科(呼吸器内科)	戸田市立市民医療センター	戸田市美女木四―二十一―一	同
佐藤 両	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
白石 良伸	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人社団秀栄会所沢第一病院	所沢市下安松千五百五十九―一	同
西尾 浩二郎	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
長谷川 了	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	東松山市立市民病院	東松山市松山二千三百九十二	同
南田 諭	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同

告 示

埼玉県告示第千三百十号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
東 四雄	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室七百八十	平成二十六年三月三十一日
角田 修	心臓機能障害	行田総合病院	行田市持田三百七十六	平成二十六年四月一日
竹中 永隆	肢体不自由	医療法人永健会仁愛医院	川口市川口三―二―一―一〇二	平成二十六年五月八日
氏家 和宣	視覚障害	医療法人社団吉田眼科医院	熊谷市弥生二―六十三	平成二十六年六月一日
氏家 千恵子	視覚障害	医療法人社団吉田眼科医院	熊谷市弥生二―六十三	同
瀬原 吉英	肢体不自由	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根千三百九十七―一	平成二十六年六月三十日
青 輝昭	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六一百	同
飯田 勝	肢体不自由	医療法人名圭会白岡整形外科	白岡市小久喜千六十七―二	平成二十六年七月七日
高峰 敦	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	医療法人社団愛友会三郷中央総合病院	三郷市幸房七百四十五	平成二十六年八月二十七日

構木 睦男

肢体不自由

医療法人啓仁会平成クリニック

所沢市久米五百三十二―一

平成二十六年九月一日

野澤 誠

呼吸器機能障害

医療法人積仁会旭ヶ丘病院

日高市森戸新田九十九―一

同

告 示

埼玉県告示第千三百十一号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

入院期間が百八十日を超えた日以後の入院	
一般病棟七対一入院基本料を算定する場合	一日につき （消費税等が課さ つては、二、三八
一般病棟特別入院基本料を算定する場合	一日につき （消費税等が課さ つては、八七〇円）
特定患者について一般病棟特定入院基本料を算定する場合	一日につき （消費税等が課さ つては、一、四四
特定患者について一般病棟特別入院基本料を算定する場合	一日につき （消費税等が課さ つては、一、二一

表診療及び検査の項中

二、五七〇円 れないものにあ 〇円）	九三〇円 れないものにあ	一、五五〇円 れないものにあ 〇円）	一、三〇〇円
--------------------------	-----------------	--------------------------	--------

を

入院期間が百八十日を超えた日以後の入院	
一般病棟十対一入院基本料を算定する場合	一日につき （消費税等が課され つては、一、九九〇
一般病棟特別入院基本料を算定する場合	一日につき （消費税等が課され つては、八七〇円）
特定患者について一般病棟特定入院基本料を	一日につき （消費税等が課され

れないものにあ
○円)

二、一四〇円
ないものにあ
円)

九三〇円
ないものにあ

一、五五〇円
ないものにあ
円)

算定する場合

っては、一、四四〇

に改める。

告 示

埼玉県告示第千三百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西吉見南部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住 所
理事	新 島 久 徳	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千四百七十四番地

告 示

埼玉県告示第千三百十二号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定代理金融機関の表株式会社武蔵野銀行の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「母子福祉資金」の下に「父子福祉資金」を加える。

告 示

埼玉県告示第千三百十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

大型映像システムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年3月1日(日)から平成32年2月29日(土)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 島田 電話048-832-0110 内線2243 ファク
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年11月10日（月）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年11月7日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年11月10日（月）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成26年11月10日（月）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年10月31日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成26年10月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
large display screen system
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.
November 10,2014 By mail;5:00 p.m. November 7,2014 In person;10:30
a.m. November 10,2014
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance
Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2243

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県北本県土整備事務所長 小林 一 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 鴻巣川島線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>鴻巣市大字箕田字竜泉寺九五〇 番五地先から同市大字箕田字竜 泉寺九七四番一地先まで</p>			区 間
五・二九〇一〇・〇〇	七・三〇〇七・五八		敷地の幅員 (メートル)
四六・三〇	四四・八六		延長 (メートル)
<p>橋梁架換工事に伴う 道路区域の一部変更で ある。</p>			備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県北本県土整備事務所長 小林 一 夫

鴻巣川島線	路線名
鴻巣市大字箕田字竜泉寺九五〇番 五地先から同市大字箕田字竜泉寺 九七四番一地先まで	供用開始の区間
平成二十六年九月三十日	供用開始の期日
延長四六・三〇メートル	備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路線名 岩殿岩井線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
比企郡鳩山町大字石坂字大平 六〇四番地二五三地先から 同郡同町大字石坂字長坂 五五六番地一地先まで		区 間
一〇・八〇}三〇・八〇	五・六〇}二一・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一、六六〇・〇〇		延長 (メートル)
道路改良工事		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

<p>県道岩殿岩井線</p>	<p>路線名</p>
<p>比企郡鳩山町大字石坂字大平 六〇四番地二五三地先から 同郡同町大字石坂字長坂 五五六番地一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年九月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一、六六〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福 島 浩 之

路線名	百四十号
供用開始の区間	秩父郡長瀬町大字本野上字町六三二番一地从先から同郡同町大字本野上字高野五五三番五地先まで
供用開始の期日	平成二十六年九月三十日
備考	平成二十二年十二月二十一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示十九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一九〇・〇〇メートル (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年二月二十日

指令川建セ第二五〇一四八〇号

二 検査済証番号

平成二十六年九月二十五日

川建セ第二六〇〇八〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上小見野字家附四番町五百十六番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字上小見野五百十六番地

杉山 由恵

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年四月四日

指令川建セ第二六〇〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十六年九月二十五日

川建セ第二六〇〇九三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字北園部字塚ノ腰四百五十八番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字中山千百九十番地十 中山アパート一〇二号室

利根川 一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年九月二日

指令越建セ第二四〇〇二三二号

二 検査済証番号

平成二十六年九月二十六日

越建セ第二五六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸四百十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市上早見九百二十二番地

株式会社クロスコーポレーション 代表取締役 黒須富雄

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年九月二十二日

指令越建セ第二六〇〇〇二二号

二 検査済証番号

平成二十六年九月二十六日

越建セ第二五七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字佐内新田前千七百五十六番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字茨島八百十六番地 アイシマハウスA―二〇一

山田 元好

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年八月二十九日

指令越建セ第二五〇〇八二一号

二 検査済証番号

平成二十六年九月二十六日

越建セ第二六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽二千百三番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目七番十五号

山崎建設株式会社 代表取締役 山崎 勝

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年九月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年九月二十五日

指令越建セ第二六〇〇〇一二号

二 検査済証番号

平成二十六年九月二十五日

越建セ第二六三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸四百八十二番一、四百八十五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸五百九十八番地

齋藤 米始

正 誤

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号（平成二十六年九月五日第二千六百二十六号）中訂正

ページ 表中

行

二 供用開始の区間

前から三行目

誤

四番番一―九〇番三地先まで

正

四番一―九〇番三地先まで